

## 行政運営改善調査 結果概要（令和6年7月～12月）

- ・ 資料4-1 「ごみ屋敷」対策に関する調査（通知日：令和6年8月28日）
- ・ 資料4-2 地域における住民の防災意識の向上（災害教訓の伝承）に関する調査（公表日：令和6年8月29日）

# 「ごみ屋敷」対策に関する調査結果（概要）

## ！ 調査の背景

〔通知日：令和6年8月28日 通知先：環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）、国土交通省〕

- いわゆる「ごみ屋敷」は、物品の堆積による悪臭・害虫の発生や火災のおそれなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼしている
- 「ごみ屋敷」の解消のため、一部の市区町村においては条例を制定するなどして対応しているが、居住者が堆積物の排出に応じない、一旦堆積物を排出しても「ごみ屋敷」が再発するなど、市区町村は対応に苦慮
- 本調査は、調査対象30市区が把握している「ごみ屋敷」事案（解消62・未解消119の計181事例）を整理することにより、「ごみ屋敷」事案の実態や、市区町村の対応状況、課題等を明らかにすることを目的として実施

※ 全国における「ごみ屋敷」の認知件数は、平成30～令和4年度累計で5,224件（令和4年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書（令和5年3月環境省））

## 📄 主な調査結果

- **未解消事例の約3割は堆積物を有価物であると主張し、排出に応じない状況。**現行の国の指針・通知の内容では、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するとの判断が困難であり、排出指導も困難とする意見あり。一方、**他法令（公営住宅法、消防法）に基づく指導・助言により排出された事例あり**
- **居住者の約7割は健康面や経済面の課題（要介護、認知症、精神疾患、生活困窮等）を抱えている状況。**関係機関と連携した**福祉的支援（介護施設入所、ヘルパー導入、成年後見等）や経済的支援（ごみ出し支援等）により解消した事例あり**
- **未解消事例の約3割は、一旦堆積物が排出されても再発している状況（再発の可能性があるとして市区が判断している事例を含む。）。****再発防止の観点から福祉的支援を継続し、再発防止に効果を上げている例あり**

※ 上記に関し、調査した市区からは、関連する法令の解釈に資する情報を含め、関連する国の支援方策や他の市区町村における取組事例等を教えてほしいとの意見あり

## 👉 当省の意見

**市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、関係省庁が連携し、下記のような活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すこと**

- 廃棄物該当性の判断に資する情報【環境省】、公営住宅入居者への対応に係る情報【国土交通省】、火災予防の観点からの情報【総務省（消防庁）】
- 健康面・経済面の活用し得る支援方策・取組事例【厚生労働省】
- 再発防止の取組事例【環境省・厚生労働省】など

## 💡 期待される効果

**市区町村における「ごみ屋敷」事案に対する手段の増加**

**「ごみ屋敷」事案の改善、周辺地域や居住者の生活環境の改善**

# 調査の概要

## 調査対象市区・調査対象事例

(調査時点：令和4年10月1日)

### ■ 人口10万人以上の市・特別区の中から**30市区**を選定

- ①市区の規模や、「ごみ屋敷」の居住者の福祉にも関わる保健所の有無を踏まえ、政令指定都市、中核市・特別区等（保健所設置市）、保健所未設置市から、  
②いわゆる「ごみ屋敷条例」を制定している、地方議会において「ごみ屋敷」事案に関する議論があるなど、「ごみ屋敷」事案に対する関心が高いと考えられる市区と、  
それらが確認できない市区から、それぞれ選定

### ■ 調査対象30市区における様々な取組や課題を把握する観点から、比較的多くの部署で連携・対応している事例を中心に、市区ごとに6事例程度、**計181事例**を選定

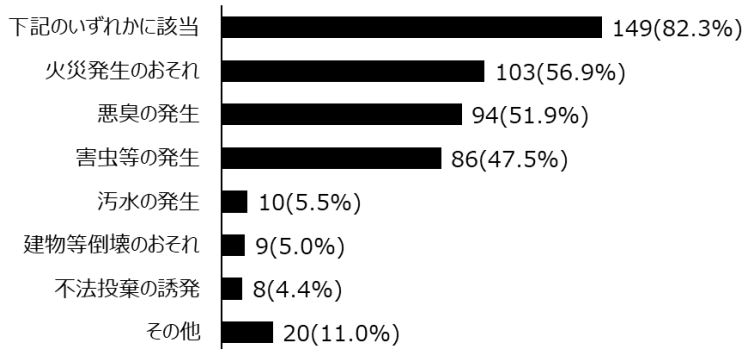
## 調査対象事例（181事例）の概況

※解消事例：62 未解消事例：119

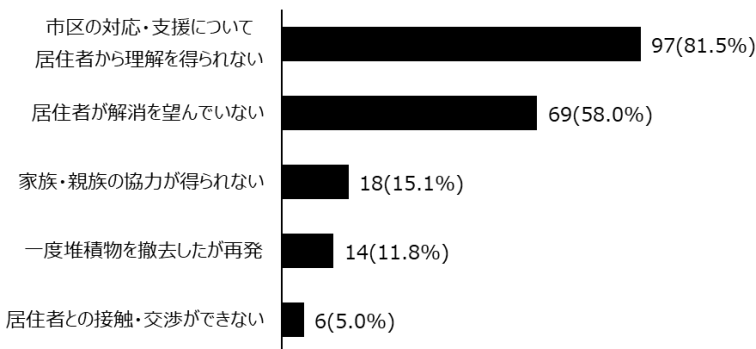
- 火災発生のおそれ、悪臭、害虫等の問題が生じているなど、周辺地域に何らかの悪影響が及んでいる事例は約8割（149/181事例）
- 「ごみ屋敷」解消に至っていない事例（119/181事例）の主な要因は、「市区の対応について居住者から理解を得られない」が約8割（97事例）、「居住者が解消を望んでいない」が約6割（69事例）など



全181事例における堆積物による支障の内容



未解消（119事例）の主な要因



### 【本調査における「ごみ屋敷」とその解消の定義】

本調査において、「ごみ屋敷」は、「建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）及びその敷地又は集合住宅における戸別専有部分若しくはベランダや共有部分に、物品が堆積又は放置されることに起因して、悪臭、ねずみ・害虫の発生、火災や地震時のごみの崩落のおそれ、ごみのはみ出しによる通行上の支障、家屋の倒壊など周辺住民や本人の生活環境が損なわれているもの」とした。

また、「ごみ屋敷」の解消については、「調査時点（令和4年10月1日）で、上記で定義した「ごみ屋敷」状態になく、市区町村において再発の可能性がないと判断するもの」とした。

# 調査結果① 「ごみ屋敷」の把握段階からの取組（対応体制の整備等）

## 背景・制度等

- 一部の市区町村では、いわゆる「ごみ屋敷条例」（調査権、指導・勧告・命令権、罰則、庁内体制等を規定）を制定するなどして対応  
※ 「ごみ屋敷条例」を制定している市区町村は5.8%（101／1,741市区町村）（令和4年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書（令和5年3月環境省））
- 市区町村においては、堆積物の排出のみならず、居住者への福祉的支援など、複合的・部局横断的な対応を要することが多い  
※ 「ごみ屋敷」解消を直接の目的とした法律や国の制度はなく、これまで関係省庁連名による市区町村への通知等はない

調査結果

■ 調査した「ごみ屋敷」（181事例）のうち、複数の部署で対応している事例は約 8 割（151/181事例）。中には 5 部署以上で対応している事例もあり（39/181事例）

① 事案を把握した部署の対応のみでは解消が進まない状況

✓ 環境・福祉の両担当で対応した事例（89事例）の解消率は約 4 割で、福祉担当又は環境担当のいずれかのみで対応した事例よりも解消率が高い

✓ 事案を把握した福祉担当の対応のみでは堆積物の排出について協力を得ることが難しいとの意見がある一方、複数の部署が重層的に関わる取組を進めたことで事案の解消率が向上したとの意見あり

環境担当のみ(27)

8(29.6%)

19(70.4%)

福祉担当のみ(58)

19(32.8%)

39(67.2%)

環境・福祉の両担当(89)

34(38.2%)

55(61.8%)

解消

未解消

② 「ごみ屋敷」の把握が遅れると、事態が深刻化する状況

✓ 周辺住民等からの情報提供を端緒とした事案の把握は約半数（83/181事例）。情報提供があった時点では既に堆積が深刻な状況にあることが多いとの意見あり

✓ 医療機関や社会福祉協議会等と連携し、CSW※<sup>1</sup>が課題を抱えている世帯に対する見守り・声掛けを実施（37/181事例）したり、社会福祉協議会が中心となり相談が多い地域を全戸訪問したりすることで、「ごみ屋敷」の早期把握に努めている事例や、既往の法制度に基づく会議体※<sup>2</sup>を活用して、情報共有や対応方針の検討を行っている事例（17市区）あり

当省の意見

市区町村に対し、下記の取組事例を提示すること

① 関係機関との情報共有や対応方針の検討等を目的とした対応体制の整備に関する取組事例  
【環境省、厚生労働省】

② 既往の法制度に基づく会議体の活用や、CSWなど外部機関と連携した居住者の状況確認等の取組事例  
【厚生労働省】

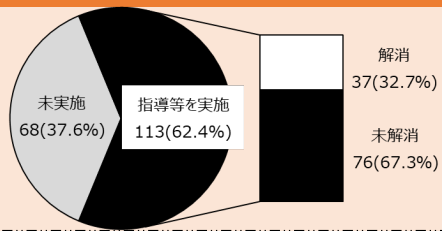
※ 1 CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）：地域において生活上の課題を抱えて支援を必要としている者に対し、生活支援や公的支援へのつなぎ、見守りなどを行う専門職  
※ 2 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業における支援会議、介護保険法に基づく地域ケア会議など

3

# 調査結果② 「ごみ屋敷」への対応段階の取組（堆積物の撤去等）

## 調査結果

- 調査した「ごみ屋敷」（181事例）のうち、堆積物の排出について指導等を実施した事例は約 6 割（113/181事例）  
指導等を実施した113事例のうち、解消した事例は約 3 割（37/113事例）にとどまる



### （廃棄物処理法に基づく対応）

- ① 未解消事例のうち、居住者が堆積物を有価物であると主張し、未解消となっている例は約 3 割。「廃棄物」の該当性の判断※や撤去指導が困難との意見あり
  - ✓ 居住者が堆積物をごみと認識しておらず市区による撤去指導を受け入れない事例あり（31事例）
  - ✓ 居住者が堆積物を有価物であると主張する場合、廃棄物該当性の判断が困難であり、排出のための強い指導も困難との意見あり
  - ✓ 廃棄物とみなすためには、物の劣化状況や居住者が適正に管理していないことについて、具体的にどのように判断すればよいか示してもらいたいとする意見あり

### （他法令に基づく対応）

- ② 調査した「ごみ屋敷」居住者の約 1 割は公営住宅入居者。迷惑行為に該当するものでなければ改善指導が難しく、他の市区町村における対応事例の提供を望む声あり
  - ✓ 181事例のうち、居住者が公営住宅入居者であるのは15事例
  - ✓ 公営住宅法に基づき堆積物の撤去について指導し、明渡しを請求した結果、退去した事例あり
  - ✓ 公営住宅におけるごみ撤去に関する改善事例集などがあれば有用との意見あり
- ③ 調査した「ごみ屋敷」の半数以上で火災発生が懸念されているものの、消防担当が関与している例は少数。他方で、消防担当が関与し、撤去が実現した例あり
  - ✓ 181事例のうち、「火災発生のおそれ」を懸念する事例は103事例。消防担当が参加している事例は約 1 割（26/181事例）
  - ✓ 堆積物にたばこの吸い殻が含まれていたことから、消防担当が吸い殻の管理について助言した事例や、住宅前に放置された大量のガスボンベについて、消防担当が撤去を助言し、撤去された事例あり

## 当省の意見

市区町村に対し、下記の  
情報提供を行うこと

- ① 廃棄物処理法上の廃棄物の該当性判断に資する情報提供  
【環境省】
- ② 公営住宅法等に基づく撤去指導等に資する情報提供  
【国土交通省】
- ③ 火災予防の観点から必要な対応が図られるよう情報提供  
【総務省（消防庁）】

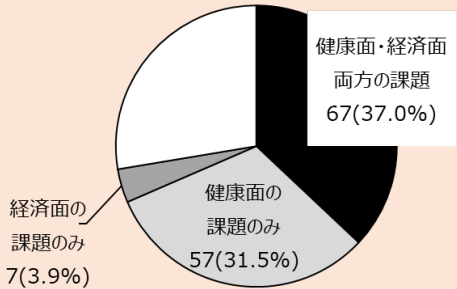
※ 環境省は廃棄物処理法に基づく廃棄物該当性の判断について、一般的な基準（①物の性状、②排出の状況、③通常の見取り形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断）を示した上で、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととしている



# 調査結果③ 「ごみ屋敷」への対応段階の取組（居住者への支援）

## 調査結果

- 調査した「ごみ屋敷」（181事例）のうち、居住者が健康面又は経済面の課題を抱える事例は約 7 割（131/181事例）
- 181事例のうち、単身世帯が約 6 割（107事例/181事例）。単身世帯のうち、65歳以上の高齢者が半数以上(58/107事例)
- 181事例のうち、約 3 割（62/181事例）は生活保護を受給等している



### ① 居住者が健康面の課題を抱える事例のうち未解消が約 6 割。健康面の課題を解消するための取組事例の情報提供を求める意見あり

- ✓ 居住者が健康面の課題を抱える事例（124事例）のうち、未解消は75事例
- ✓ 解消事例には、関係機関と連携し、居住者の同意を得て、医療機関の受診、介護認定、ヘルパー導入、介護施設入所等の福祉的支援を行ったり、認知能力を欠く場合に成年後見申立てにより福祉的支援につなげたりして、自ら又は支援者により堆積物が排出された事例あり（延べ57事例）
- ✓ 居住者の健康面の課題に対する支援を実施するため、保健所等関係機関との連携に関する情報提供や、他の市区町村における居住者との良好な関係を構築するための取組事例、介護施設等への措置入所の取組事例等の情報提供を求める意見あり

### ② 居住者が経済面の課題を抱える事例のうち未解消が約 6 割。経済面の課題を解消するための取組事例の情報提供を求める意見あり

- ✓ 居住者が経済面の課題を抱える事例（74事例）のうち、未解消は42事例
- ✓ 解消事例には、自治体・社会福祉協議会の独自の公益的な取組等を活用した堆積物排出支援の事例あり
- ✓ 対応している部署には堆積物の撤去費用に関する支援策がないとの意見あり
- ✓ 堆積物の排出に係る制度・事業や、他の市区町村における取組事例等の情報提供を求める意見あり

## 当省の意見

### 市区町村に対し、下記の情報提供を行うこと

- ① 居住者が健康面の課題を抱える場合に利用し得る支援方策※について、市区町村における活用事例等の情報提供

【厚生労働省】

- ② 居住者が経済面の課題を抱える場合において、市区町村における取組事例等の情報提供

【厚生労働省】

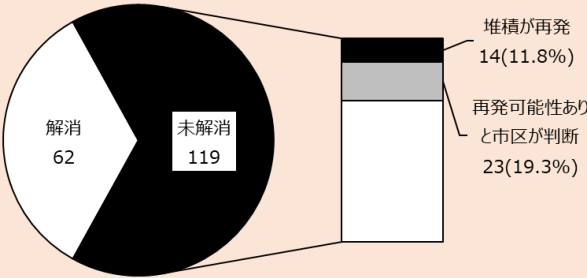
※ 介護保険サービス、成年後見制度、老人福祉法に基づく措置入所、保健師等によるアウトリーチ支援など

# 調査結果④ 「ごみ屋敷」の再発防止段階の取組

## 調査結果

■ 調査した「ごみ屋敷」(181事例)のうち、

- ・ 未解消事例(119事例)において、i) 堆積が再発した事例(14事例)、ii) 再発する可能性があるとして市区が判断している事例(23事例)※は、計約3割(37/119事例)
- ・ 解消事例(62事例)において、福祉的支援を継続し、再発防止に寄与していると考えられる事例は約7割(45/62事例)



○ 再発防止に効果を上げている例がある一方、再発防止のための取組事例等の情報提供を求める意見あり

- ✓ 堆積物の排出後も、①ヘルパーによる居宅介護、生活保護ケースワーカーによる家庭訪問等を通じ、居住者や家屋内の堆積物の状況を確認(38事例)、②市区の職員やCSWによる見守りを実施(17事例)、③高齢者等ごみ出し支援事業により、ごみを自ら集積場に運搬できない者に対して戸別収集を実施するとともに居住者の状況等を確認(4事例)するなど、福祉的支援等の対応を継続している事例あり(延べ59事例)。これらの福祉的支援等の継続は再発防止に効果が期待できるとする意見あり
- ✓ 再発防止策に関係する制度・事業や、高齢者等ごみ出し支援事業を再発防止策として活用している市区町村の取組事例等の情報提供を求める意見あり

## 当省の意見

市区町村に対し、下記の  
情報提供を行うこと

福祉的支援等を通じ、居  
住者や家屋内の堆積物の状  
況を確認し、支援につなげて  
いる市区町村の事例を収集  
し、情報提供

【環境省、厚生労働省】

※ 本調査では、堆積物は排出されていても再発する可能性があるとして市区町村が判断している場合は、未解消としている(2ページ目の「本調査における「ごみ屋敷」とその解消の定義」参照)

# 地域における住民の防災意識の向上（災害教訓の伝承）に関する調査結果（概要）等

## ！ 調査の背景

公表日：令和6年8月29日

- 東日本大震災の教訓をいかすため、平成24年の災害対策基本法の改正により、住民の責務として災害教訓の伝承を、国・地方公共団体の努力義務として住民の伝承活動への支援をそれぞれ規定
- 気象災害が激甚化・頻発化し、大規模地震の発生が危惧されている中、過去の災害の記憶等が年々風化している、住民の災害教訓の伝承活動が行われなくなっているとの指摘あり



▲児童が災害教訓を学ぶ様子

## 📄 調査結果

### 1 住民の災害教訓の伝承活動の意義・重要性

災害教訓が住民の主体的な避難行動に結び付いた例あり（→P3）

→ 災害教訓の伝承は、住民の主体的な防災行動につながり得る重要なもの

### 2 市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援

- ①住民の災害教訓の伝承活動について、どのように支援を行えばよいか分からないとする市町村がある一方、児童生徒への防災教育や住民主体の活動に災害教訓を取り入れているものなど、他の市町村の参考となり得る様々な支援例あり（→P7～8）

- ✓ 災害教訓等を学習・発表する防災教育により、家族等への伝承にもつながった例
- ✓ 災害リスク等を話し合う住民懇談会の開催により、参加者間で災害教訓が共有された例（同教訓を踏まえた防災訓練により更に多くの住民に共有）
- ✓ 防災に詳しい団体の協力を得て、災害遺構等を徒歩で巡るイベントを開催することにより、幅広い年齢層への災害教訓の伝承につながった例

- ②国土地理院は市町村による自然災害伝承碑の活用を促進。どのように活用してよいか分からないとする市町村がある一方、他の市町村の参考となり得る様々な活用例あり（→P8）

国土地理院は、市町村の申請に基づき、自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」等に掲載しているが、掲載対象となる伝承碑の範囲が分かりづらいなど、市町村が申請するに当たっての課題がみられたため、調査途上で国土地理院に情報提供

### 調査結果を踏まえた関係府省の対応

- ①内閣府は、住民の災害教訓の伝承活動への市町村による支援を促進するため、既に広報誌「ぼうさい」の発行や地区防災計画モデル事業(注)を通じた市町村に対する関係情報の提供などの取組に着手しており、更に参考となる支援例について、情報提供予定

(注) 住民等が地区防災計画の素案を作成し、市町村の防災会議に計画を提案するなどのモデル事業

- ②国土地理院は、住民の防災意識の向上を図る観点から、既にウェブサイト上などで市町村による自然災害伝承碑の活用例を提供しており、更に参考となる活用例について、収集・提供予定

（なお、自然災害伝承碑の掲載手続については、市町村向けの申請の手引きを改定するなどの改善を実施済み。また、自然災害伝承碑掲載の更なる促進を行うこととしている。



# 調査結果 1 住民の災害教訓の伝承活動の意義・重要性

## 制度概要

- 東日本大震災を機に、「災害教訓」を次世代に確実に受け継ぐべきと再認識
- **災害対策基本法**の平成24年改正で、災害に際して住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災意識の向上を図るため、**住民の責務として“災害教訓の伝承”が明記**  
〔…住民は、…過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。（第7条第3項）〕

## 調査結果

調査した市町村から、次の意見あり



- ・ 災害の記憶や教訓が風化してきている。
- ・ 災害教訓の伝承活動を取りやめる地区が増えている。

災害教訓の伝承活動の意義・重要性を再確認するため、  
避難行動等について、近年被災した住民からヒアリングを実施

家庭内や地域内で伝承されてきた災害教訓から、  
住民が、災害時に**安全な高台に再避難**した例や **行政の避難指示を待たずに自主避難**した例を把握

（事例の詳細は次のページ参照）

**災害教訓の伝承は、住民の防災意識の向上や主体的な防災行動につながり得る重要なもの**

# 調査結果 1 住民の災害教訓の伝承活動の意義・重要性

## 災害教訓から安全な高台に再避難した例（新潟県村上市）

- 羽越水害（昭和42年）の教訓が、家庭内で世代を超えて伝承。公会堂に写真が展示され、地区住民全員に羽越水害の記憶が共有
- 新潟県村上市の小岩内地区では、令和4年8月の大雨の際、住民は公会堂に避難したが、**羽越水害の教訓から、公会堂にとどまることは危険と判断し、高台に再避難**。高齢者等は住民が避難を支援
- その後、公会堂にも土石流が押し寄せたが、再避難が完了していたため**犠牲者は一人も出なかった**。



▲令和4年8月の大雨時の様子

## 災害教訓から行政の避難指示を待たずに自主避難した例（新潟県関川村）

- 羽越水害（昭和42年）の教訓が、家庭内で世代を超えて伝承。毎年、羽越水害の伝承をテーマにしたお祭りを開催
- 新潟県関川村の高田集落では、令和4年8月の大雨の際、**羽越水害の教訓から、被害の危険性が高まっていると感じ、役場からの避難指示を待たずに、自主避難**
- ほとんどの家屋が床上浸水する被害はあったものの、**犠牲者は一人も出なかった**。



▲令和4年8月の大雨時の様子



▲羽越水害の伝承をテーマにしたお祭り

## 調査結果 2 (1) 市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援

### 制度概要

- 災害対策基本法では、**国及び地方公共団体が災害の発生予防又は拡大防止のため、特に実施に努めなければならない事項**の一つとして、**住民の災害教訓の伝承活動を支援**することを規定
- 内閣府は、国民全体の防災意識を向上させることを目的に、災害教訓の伝承活動を含む、様々な団体の防災活動を発表する「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）」の開催などを実施
- 市町村は、それぞれの地域特性を踏まえ、住民による災害教訓の個々の伝承活動への支援を実施

### 調査結果

68市町村における住民の災害教訓の伝承活動への支援状況を調査したところ、多くの市町村では支援を行っているが、支援を行っていない市町村もみられた。

- ・ 支援内容をみると、新たに住民の伝承活動が行われることを企図したものが多数あり
- ・ 支援を行っていない理由としては、**どのように支援を行えばよいか分からない**ためであり、支援を行っている市町村でも更なる支援を行うには同様の課題あり
- ・ これらの市町村から、**他市町村の支援例があれば、それを参考に地域特性を踏まえた支援が検討できる**との声あり
- ・ 一方で、調査した市町村の中には、児童生徒への防災教育や住民主体の活動に災害教訓を取り入れているものなど、**他市町村の参考となり得る支援を行っている例**あり（具体例は7～8ページ参照）



## 調査結果 2 (2) 市町村による自然災害伝承碑に係る取組

### 制度概要

国土地理院は、過去の自然災害の教訓を住民に分かりやすく伝え、教訓を踏まえた的確な防災行動により被害を軽減するため、先人が災害教訓を伝えようと残した石碑・モニュメントである「**自然災害伝承碑**」の**情報（碑名、災害名、伝承内容等）を、市町村の申請に基づき、地理院地図等に掲載**

（R6.7.25現在：625市町村2,149基掲載）



▲自然災害伝承碑の地図記号のアイコン

### 調査結果

68市町村における自然災害伝承碑の掲載申請の状況を調査したところ、多くの市町村では申請を行っているが、申請を行っていない市町村もみられた。

- 市町村が、申請するに当たり次の課題あり

#### ① 石碑等の調査に要する時間や知見なし

- ✓ きっかけとなる情報提供がなければ、調査や申請を行うのは難しいとの声あり
- ✓ 住民団体等と連携するなど、効率的に調査、申請を行っている例あり

#### ② モニュメントの掲載対象が分かりづらい

- ✓ 地理院地図等には、落石や倒壊した鳥居、地蔵尊なども掲載
- ✓ モニュメントに該当しないと考え、申請しなかった市町村あり

#### ③ 地理院地図等の掲載判定結果の連絡が不十分

- ✓ 国土地理院は「資料の追加提出があれば掲載の可能性あり」（掲載保留）と判定したが、市町村では「掲載不可」と認識し、再申請しなかった例あり

### 国土地理院の改善措置

調査途上で、当局から国土地理院に情報提供した結果、市町村の負担軽減のため、国土地理院は以下の改善措置を実施

- ① 効率的な調査例や他機関が把握している石碑等の情報を市町村に提示した。
- ② 掲載対象となるモニュメントが分かるよう市町村向けの手引きを改定した。
- ③ 掲載保留とした石碑等について、再申請に必要な情報を、市町村に対し明示した。



## 調査結果 2 (2) 市町村による自然災害伝承碑に係る取組

### 制度概要

国土地理院は、自然災害伝承碑の情報は、より身近で現実味のある災害リスク情報として活用することができ、**住民の防災意識の向上に役立つとともに、防災教育の一助にもなるため、自然災害伝承碑の活用を促進**



### 調査結果

地域内の自然災害伝承碑が地理院地図等に掲載されていた55市町村を対象に、伝承碑を活用した支援状況を調査したところ、市町村の半数以上では支援に伝承碑を活用しているが、活用していない市町村もみられた。



- 活用していない理由としては、**他の防災業務で余裕がなく、活用方法が検討できないため**であり、活用している市町村でも伝承碑を活用した更なる支援を行うには同様の課題あり
- これらの市町村からは、**他市町村の伝承碑を活用した支援例の提供を望む声**あり
- 一方で、調査した市町村の中には、住民団体の協力を得て、支援を実施しているものなど、**他市町村の参考となり得る支援を行っている例**あり（具体例は8ページ参照）

# 市町村の参考となり得る支援例

## 防災教育の中に災害教訓を取り入れている例（宮城県石巻市）

- 宮城県石巻市では、以前から行っている小・中学校の防災教育の中で、児童生徒が災害教訓を伝える石碑や過去の津波被害があった場所等を訪れたり、被災住民から話を聞いたりして「復興・防災マップ」を作成

- 同市は、発表会等を通じて、同マップの成果を発信することで、児童生徒のほか、家族、住民等への災害教訓の伝承にもつながっているとしている。



▲復興・防災マップの例

## 住民主体の活動の中に災害教訓を取り入れている例（群馬県・県内市町村）

- 群馬県及び県内市町村は、各地区で住民懇談会を開催し、自主避難計画の作成を支援している。住民懇談会では、同計画の作成に当たり、過去の災害の発生場所や災害の前兆現象等を話し合い、それを基に「防災マップ」を作成している。

- 同県は、住民懇談会や、自主避難計画（防災マップ）を活用した防災訓練により、住民間で地区の災害教訓が共有されているとしている。



▲住民懇談会の様子

# 市町村の参考となり得る支援例（自然災害伝承碑を活用した支援例）

## 住民団体の協力を得て実施している例（神奈川県平塚市）

- 神奈川県平塚市は、住民の防災意識の向上を図るため、防災に詳しい住民団体の協力を得て、市内の災害遺構や自然災害伝承碑等の**災害関連スポット**を徒歩で巡る「**防災さんぽ**」を開催している。
- ▼
- 同市は、防災に観光的要素を取り入れたことにより防災イベントにふだん参加しない住民が参加するなど、**幅広い年齢層への災害教訓の伝承につながっている**としている。



▲住民団体が参加者に説明している様子

## 住民団体の協力を得て実施している例（岐阜県本巣市）

- 岐阜県本巣市では、児童生徒が濃尾地震（1891年）を学び、自分の身は自分で守る意識を持ってもらうため、住民の協力を得て、**自然災害伝承碑の清掃や献花式に、児童生徒を参加させている**。
- ▼
- 同市は、地域学習として児童生徒を参加させることにより、地元紙等で報道され、**児童生徒に災害教訓が伝承されただけでなく、住民の伝承活動が活性化した**としている。

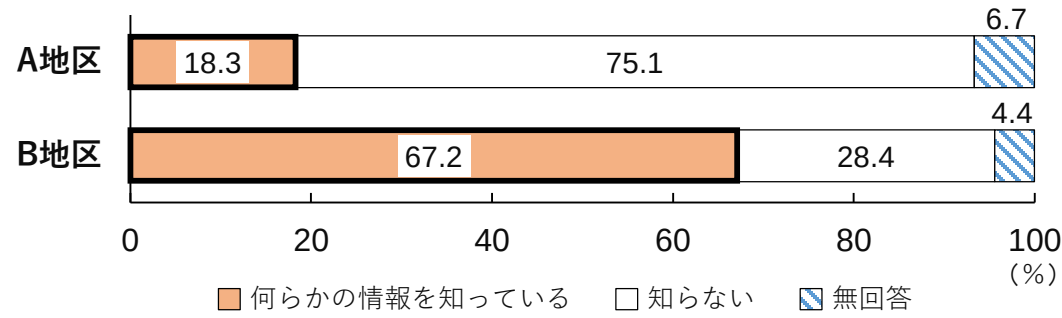


▲献花式で花を供えている様子

# (参考) 2地区における住民アンケート (意識調査) の結果

大規模な洪水被害が大正初期に起きたA地区と、昭和20年代に起きたB地区の洪水の浸水想定区域内の住民に、自然災害に関するアンケート調査 (意識調査) を実施

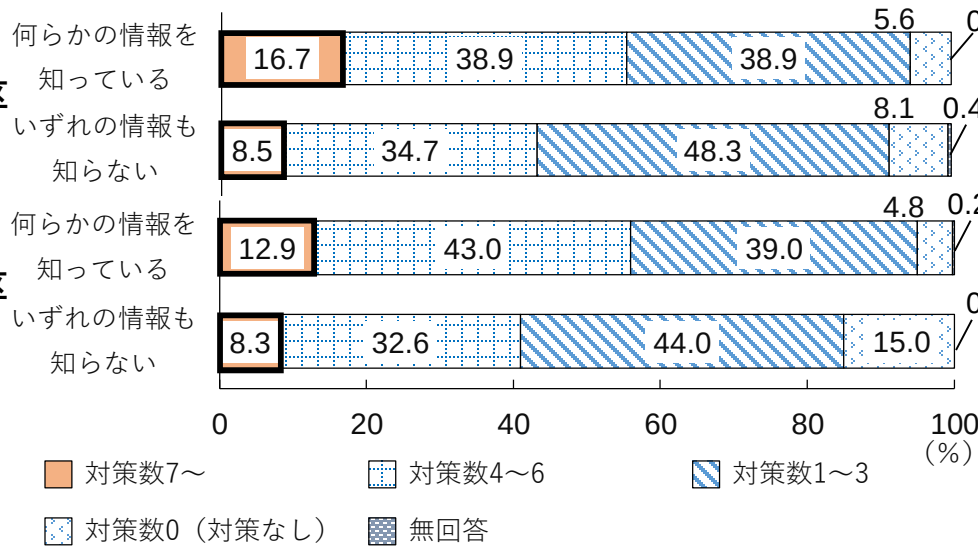
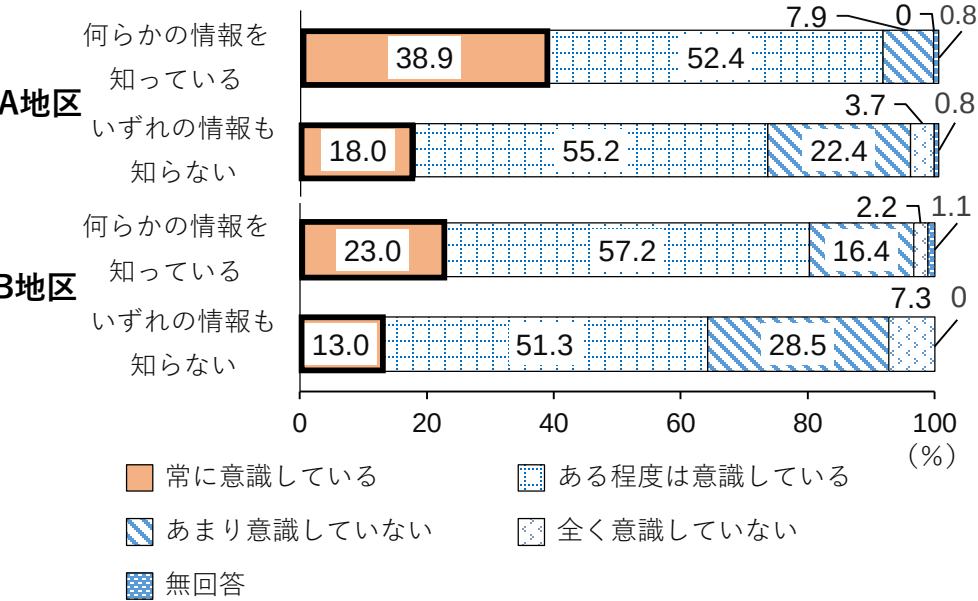
● 大正初期の洪水は75.1%、昭和20年代の洪水は28.4%の者が「知らない」と回答



世代が若くなるほど  
認知度が下がる傾向

更に風化が進むおそれ

● 過去の洪水を知っている者は、知らない者比べ、洪水への危機意識が高く、より多くの平時の備えを行っている傾向



過去の自然災害の記憶や教訓等を風化させず、伝承していくことが重要